



青森県告示第八十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の二 磯野 勝治 北津軽郡中泊町大字小泊字下前三四の五 柏崎 智好	下前区域 下前漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし て一本釣漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九 の三 山本 晃義 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一八 の四 山本 忠則	風合瀬区域 風合瀬漁業協 同組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし て一本釣及び刺 網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四 の八 三浦 耕一 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四 の二 阪崎 杉春		底建網漁業

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
	株式会社誠浩	つがる市木造末 広四五の一	訪問介護	ヘルパース テーション 末広の里	令和 五・三・一
				つがる市木造末 広四五の一	

青森県告示第八十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
上北郡横浜町字百目木一六二の一 青木 一人 上北郡横浜町字百目木二二四の三 西濱 孝	横浜町加入区

青森県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和五年三月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道			名川階上線	三戸郡階上町大字鳥屋部字下平八の一から 三戸郡階上町大字赤保内字茨島下二一の四七まで	前 後	一〇・五二メートルから 二三・四三メートルまで 二一・七〇メートルから 二七・一四メートルまで	一、〇一一・八〇メートル 一、〇一一・八〇メートル	

公 告

青森県庁舎で使用する電気の供給に係る一般競争入札の中止

令和四年十二月二十八日付けで公告した青森県庁舎で使用する電気の供給に係る一般競争入札を中止するので、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百四十三条の規定により公告する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

中止の理由

入札参加資格を有する者が入札辞退届を提出し、入札参加者がなくなったため。

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、令和五年二月八日東北地方整備局告示第十一号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業三・四・二十号紺屋町野田線

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 倉谷電気

二 氏名 倉谷浩人

三 主たる営業所の所在地 青森市岡造道一丁目一四の一・二

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一〇〇六二五号

五 取消年月日 令和五年二月七日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東北臨海興業株式会社
- 二 代表者の氏名 澤藤孝之
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館三丁目六の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第二五四〇号
- 五 取消年月日 令和五年二月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社タキオン
- 二 代表者の氏名 上野昌徳

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一の一六三

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第五〇〇二八五号

五 取消年月日 令和五年二月六日

六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実 令和五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社グリーンホーム
- 二 代表者の氏名 佐藤勇一
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東二十二番町二二の五七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第五〇〇二二五号
- 五 取消年月日 令和五年二月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員の前届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年二月二十二日

三八地域県民局長 富谷 正行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
監 事	志 村 秀 春	三戸郡五戸町大字倉石中市字中市三八の一	令 和 五 ・ 二 ・ 二 〇

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

表中

三沢市総合体育館	三沢市桜町一丁目四の七
----------	-------------

を

三沢市総合体育館	三沢市桜町一丁目四の七
三沢市国際交流教育センター	〃 大字三沢字園沢二三〇の一

に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円